平成 25 年 5 月 15 日

各　位

会社名　　株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　豊田　皓
（コード番号　4676　東証第一部）
問合せ先　総務局長　　和賀井　隆
（TEL:03 - 3570 - 8000）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 72 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

当社は、単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付)の趣旨に鑑み、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。（本件株式の分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。）

上記の変更に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。

また、第 8 条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条を変更するものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	定款変更案
第１条 〜　（条文省略） 第５条	第１条 〜　（現行どおり） 第５条

（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、９億株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　　（現行どおり）
（単元株式数） 第７条　本会社の単元株式数は、100 株とする。	（単元株式数） 第７条　　（現行どおり）
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 ２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 ３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条 ～　　（条文省略） 第 40 条	第９条 ～　　（現行どおり） 第 41 条
附則 第１条　第６条の変更及び第７条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月１日とする。	附則 第１条　第６条の変更、第７条及び第８条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月１日とする。
第２条　前条及び本条は、平成 25 年 10 月１日をもって削除する。	第２条　　（現行どおり）

３．変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日　平成 25 年６月 27 日（木）

定款変更の効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

以上